

新旧対照表：通常プラン（下線部が改定部分）

条数及びタイトル	改定前	改定後	改定理由
第1条	1. から8. 略 9. 「利用者ID」とは、ログインするためのID及びパスワード等、エンドユーザーが本サービスにアクセスする際に必要となる情報をいいます。 10. から23. 略 24. 「保存データ」とは、本契約期間中にユーザー、ユーザーの顧客及びエンドユーザーが本サービスの利用に対し、本サービスのサーバ内に保存したデータをいいます。 25. から27. 略	1. から8. 略 9. 「利用者ID」とは、ログインするためのID及びパスワード等、エンドユーザー及び管理ユーザーが本サービスにアクセスする際に必要となる情報をいいます。 10. から23. 略 24. 「保存データ」とは、本契約期間中にユーザー等が本サービスの利用に対し、本サービスのサーバ内に保存したデータをいいます。 25. から27. 略	体裁整理のため。
第4条第5項	5. ユーザーは、いかなる場合であっても、利用者IDを第三者（ユーザーの顧客を除きます。）に譲渡、開示、貸与又は利用許諾を行うことができません。	5. ユーザーは、いかなる場合であっても、利用者IDを第三者（ユーザーの顧客を除きます。）に譲渡、開示、貸与又は利用許諾を行うことができません。<u>ユーザーは、ユーザーの顧客に対し、利用者IDを第三者に譲渡、開示、貸与又は利用許諾させないようにします。</u>	ユーザーにからユーザー顧客に対し利用させる場合に、ユーザー顧客のID管理を徹底していただくため。
第9条	第9条 ユーザー情報の利用	第9条 ユーザー情報の利用及び管理等	内容の追記に伴う修正
	1. 当社は、ユーザー情報を善良な管理者の注意を持って管理します。また、当社は、ユーザーの書面による承諾を得ることなく、本サービス提供以外の目的のために利用あるいは複製し、又は第三者に利用させ、若しくは開示、漏洩しません。 2. 当社は、ユーザー情報を次の目的	後段を2項に移動 2. 当社は、ユーザー情報を次の目的のた	体裁の整理のため。

	のために利用します。 (1) から (4) 略	めに利用します。また、当社は、ユーザーの書面による承諾を得ることなく、本サービス提供以外の目的のために利用あるいは複製し、又は第三者に利用させ、若しくは開示、漏洩しません。 (1) から (4) 略	
	3. 新設	3. 当社及びユーザーは、エンドユーザーの情報を保護するために必要なセキュリティ対策その他安全管理措置を実施する責任を負うものとします。また、当社は、当社及びユーザーがそれぞれ実施するセキュリティ対策の内容をウェブサイトに掲載することその他エンドユーザーが閲覧可能な形で提供するものとします。	ISMSの取得に伴う対応のため。
	4. 現行の第3項が繰り下がり	4. ユーザー情報を用いた手段による連絡がつかない場合又は情報等の緊急性及び重要性が高い場合、当社は、やむを得ずユーザーが利用する本サービスの一部の機能を利用してそれらの情報等をユーザーに連絡することができます。なお、それらによってもユーザーと連絡がとれない場合、当社は連絡しなかったことによる責任は一切負いません。	3項の追加に伴う繰り下がり。
	5. (現行の4項) 当社は、以下の場合、ユーザー情報を第三者に開示、公開することがあります。 (1) 本サービスにおいて、提携先（当社が本サービスを提供するために提携している個人又は法人をいいます。	5. <u>ユーザーは、当社に対し、次の各号のいずれかに該当する場合、当社が個々のユーザーの事前の承諾を得ることなく、当該ユーザーのユーザー情報を第三者に開示、公開する場合があることを予め同意します。</u> (1) <u>法令に基づく場合</u> (2) <u>裁判所、捜査機関その他国又は地方自治体に係る公的機関か</u>	3項の追加に伴う繰り下がり。体裁の修正。

	以下同じ。)が提供するサービスが含まれている場合に当該サービスに関し、ユーザーからのお問合せ等に対して調査、回答等を要するため、ユーザー情報を当該提携先に対して開示する場合 (2) ユーザーが、当社が提供する本サービスに加えて、提携先が提供するサービスにお申し込みをされる場合、当該お申し込みに必要なユーザー情報を当該提携先に対して開示することがあります。 (3) 法令に従った要請（捜査関係事項照会書による要請を含む）や法令の手續上必要とされる場合、当社、提携先、又は第三者の権利を保護するために必要な場合等当社が必要と判断した場合	<u>ら、法令に従った要請（捜査関係事項照会書による要請を含む）や法令の手續上必要とされる場合</u> (3) 本サービスにおいて、提携先（当社が本サービスを提供するために提携している個人又は法人をいいます。以下同じ。）が提供するサービスが含まれている場合に当該サービスに関し、ユーザーからのお問合せ等に対して調査、回答等を要するため、ユーザー情報を当該提携先に対して開示する場合 (4) ユーザーが、当社が提供する本サービスに加えて、提携先が提供するサービスの<u>利用を申し込むに際し、</u>当該お申し込みに必要なユーザー情報を当該提携先に対して開示する<u>場合</u>	
第10条	1. 本サービスにおいて、ユーザーに対しソフトウェアによる学習システムを提供し、ユーザー及びエンドユーザーが入力した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（以下「個人情報保護法」	1. 本サービスにおいて、当社は<u>保存データに</u>ユーザー及びエンドユーザーが入力した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定めるものをいう。）が<u>含まれる場合</u>、当社	1項について、体裁の整理のため。 3項について、エンドユーザーだけでなくユーザーの顧客を含めマイナンバーを含む個人情報を取得しないことを明記。

	という。)第2条第1項に定めるものをいう。)を、当社の定めるプライバシーポリシーに従い適切に管理します。 2. 略 3. 本サービスの利用において、当社は、エンドユーザーの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下「番号法」という。))第2条第5項にいう「個人番号」をいう。)を含む個人情報を自社のために取得するものではありません。したがって、番号法第2条第10項に定める個人番号利用事務及び同条第11項に定める個人番号関係事務を行うものではなく、番号法上の委託にも該当しません。	の定めるプライバシーポリシーに従い適切な安全管理措置を講じます。 2. 略 3. 本サービスの利用において、当社は、<u>ユーザーの顧客及びエンドユーザーの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下「番号法」という。))第2条第5項にいう「個人番号」をいう。)</u>を含む個人情報を自社のために取得するものではありません。したがって、番号法第2条第10項に定める個人番号利用事務及び同条第11項に定める個人番号関係事務を行うものではなく、番号法上の委託にも該当しません。	
第12条	1. 当社は、ユーザーの承諾を得ることなく、サーバの故障・停止時の復旧に備えて保存データを任意でバックアップできます。	1. 当社は、ユーザーの承諾を得ることなく、<u>かつ、利用契約の終了の有無に関わらず、</u>サーバの故障・停止時の復旧に備えて保存データを任意でバックアップできます。	ISMSの取得に伴う対応のため。
	2. 新設	<u>2. ユーザーは本サービスの利用に際し、保存データについて、ユーザー自身も情報セキュリティ上の責任を負っていることを確認すると共に、次の各号に定めるセキュリティ対策を講じていることについて、当社に対し表明するとともに、保証します。</u> <u>(1)ユーザが管理する保存データについて、アクセス制御等を適切に行うこと</u> <u>(2)利用者IDに関し、第4条に定める義務を遵守、徹底すること</u>	ISMS取得に際し、ユーザーにおいても安全なサービス運用のためにユーザーが管理する保存データやユーザーの顧客のID等の管理徹底について、表明及び保証をしていただきもってご協力いただくため。

		<u>(3)利用者ID、利用者IDに紐づくパスワード等について、不正利用が行われないよう徹底管理を行うこと</u>	
	3. (現行の2項) 当社は、本契約終了に伴い、当社の別途決定する保管期間の経過後、保存データを削除します。本契約終了後は、保存データについて、その保管、削除、バックアップ等に関してユーザー又は第三者に生じた損害につき一切の責任を負いません。	<u>3. 当社は、本規約に基づく利用契約が終了した際、当社クラウドサービスセキュリティホワイトペーパーにしたがって、保存データを削除することができるものとしします。また、本契約終了後も、当社は、保存データについて、ユーザー等による保管、削除、バックアップ等に関してユーザー等及び第三者に生じた損害につき一切の責任を負いません。</u>	前段について、ISMS取得に伴い、弊社の定めるホワイトペーパーに従い保存データの削除などの管理を行うため。後段について、体裁の整理のため。
	4. 及び5. 略	<u>現行の3項及び4項が繰り下がり</u>	
第17条	8. ユーザーが前項の説明を怠ったことにより、エンドユーザーが決済事業者に対し不審請求申請をした場合、ユーザーは、当社に対し、1件につき金1,500円(税込)の不審請求対応事務手数料を支払うものとします。この場合において、当社は月内に対応回数を集計して当該月末にユーザーに請求書発行し、ユーザーは、当社に対し、翌月末までに請求書記載金額を振込送金により支払うものとします。なお、振込手数料は、ユーザーの負担とします。	<u>8. エンドユーザーが決済事業者に対し不審請求申請をした場合、ユーザーは、当社に対し、当該エンドユーザーによる不審請求申請に係る理由及び原因となるべき事情のいかんを問わず、1件につき金1,500円(税込)の不審請求対応事務手数料を支払うものとします。この場合において、当社は月内に対応回数を集計して当該月末にユーザーに請求書発行し、ユーザーは、当社に対し、翌月末までに請求書記載金額を振込送金により支払うものとします。なお、振込手数料は、ユーザーの負担とします。</u>	不審請求申請(いわゆるチャージバック)が行われるケースが、請求者が当社である旨の表示がされた場合以外にも様々な事由があるため。